

令和2年8月24日

事務担当者様

日本ITソフトウェア企業年金基金

厚生年金保険の標準報酬月額の上限定に伴う変更について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当基金の第1年金におきましては、掛金や給付の額を算定する基準となる「第1基準給与（基準給与1）」として厚生年金保険の標準報酬月額を採用しています。

このたび、厚生年金保険法の規定に基づき、本年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が改定されることとなりました。これに伴い、当基金の第1基準給与も上限が改定されることとなります。

（改定前）

等級	報酬月額	標準報酬月額 （第1基準給与）	第1標準掛金 11/1000	第1事務費掛金 1.5/1000
31	605,000円以上	620,000円	6,820円	930円

↓

（改定後）

等級	報酬月額	標準報酬月額 （第1基準給与）	第1標準掛金 11/1000	第1事務費掛金 1.5/1000
31	605,000円以上 635,000円未満	620,000円	6,820円	930円
32	635,000円以上	650,000円	7,150円	975円

つきましては、今後、当基金の「加入者資格取得届」及び「基準給与変更届」を作成する際、以下の点にご留意ください。

